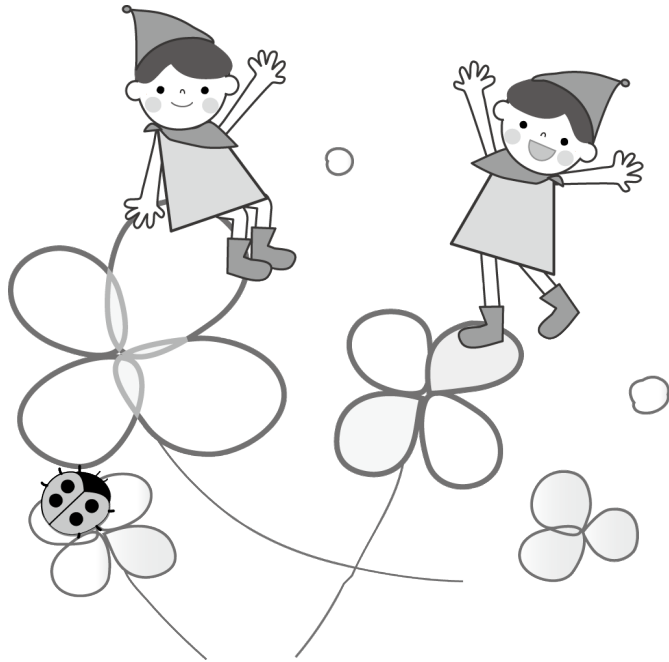


ひとり親家庭などのお子さんのために

児童扶養手当のしおり



児童扶養手当とは……

児童扶養手当とは、離婚等によりひとり親になった方や
父母にかわって児童を養育している方に対し、
児童の健やかな成長を願って支給される手当です。

◆問い合わせ先

鶴岡市役所	子育て推進課（こども家庭センター）	電話 26-7043
藤島庁舎	地域づくり推進課	電話 64-5806
羽黒庁舎	〃	電話 26-8774
櫛引庁舎	〃	電話 57-2116
朝日庁舎	〃	電話 53-2115
温海庁舎	〃	電話 43-4613

認定後の主な届出義務

下記の場合はすみやかに窓口に届け出てください。

届出を必要とするとき	届出種類等
毎年8月	現況届 この届を出さないと11月分以降の手当が受けられなくなります。 2年間提出されないと資格を失います。 所得制限により手当の支給が停止されている方も提出が必要です。
対象児童が増えたとき	額改定(増額)請求書 請求した翌月から手当額が増額されます。
対象児童が減ったとき	額改定届(減額) 対象児童が減った日の翌月から手当額が減額されます。 過払いがあるときは返納していただきます。
所得の高い扶養義務者と同居または別居したとき	支給停止関係届 所得の高い扶養義務者と同居することになった場合、翌月から支給が停止する場合があります。 所得が高い扶養義務者と同居していて支給が停止していた方がその方と別居した場合、翌月から支給が開始されます。
受給資格がなくなったとき (下の①～⑥に該当)	資格喪失届 資格を喪失した日の属する月分まで手当が支給されます。 過払いが生じた場合は返納していただきます。
受給者が死亡したとき	受給者死亡届兼未支払手当請求書 戸籍法の届出義務者が14日以内に届け出てください。
氏名・住所・支払金融機関が変わったとき	それぞれの変更届 届出が遅れたり、届出をしなかったりした場合、手当の支給が遅くなることがあります。
受給者や児童が公的年金（老齢年金、障害年金、遺族年金など）を受給することになったとき	資格喪失届、あるいは公的年金給付等受給状況届 公的年金が児童扶養手当の支給額より多い場合は、資格喪失となります。 少ない場合は、その差額を児童扶養手当で支給します。

ご注意を！ 次のような場合は、手当を受ける資格がなくなります。

- ① 婚姻の届出をしたとき
- ② 婚姻の届出をしていなくても、事実婚状態（同居していたり、頻繁に自宅に訪問してきたりなど夫婦同様の状態）になったとき
- ③ 児童が死亡したとき
- ④ 受給者本人が死亡したとき
- ⑤ 児童が、児童福祉施設へ入所、転出などにより、あなたが監護または養護しなくなったとき
- ⑥ 遺棄、拘禁などの理由で家庭を離れていた児童の父又は母が出所したとき（遺棄の場合は安否を気遣う電話、手紙など連絡があった場合を含みます）

●手当証書●
証書を他人に譲り渡したり、質に入れたりすることはできません。

●罰則●
偽り、その他不正の手段により手当を受けたものは、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。

(1) 手当を受けることができる方

下記の条件のいずれかにあてはまる児童を扶養している父、母、父母にかわってその児童を養育している方です。

- * 児童は18歳になった年度末まで。障害児は20歳未満。
- * 国籍は問いません。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ①父と母が離婚した児童 ②父あるいは母が亡くなった児童 ③父あるいは母が一定の障害の状態にある児童 ④父あるいは母の生死が明らかでない児童 ⑤父あるいは母から1年以上遺棄されている児童 ⑥父あるいは母が裁判所からDV保護命令を受けた児童 ⑦父あるいは母が1年以上拘禁されている児童 ⑧母が婚姻によらないで懐胎した児童 ⑨母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童 |
|--|

ただし、次のいずれかに該当するときは、手当は支給されません。

- ①親と児童が日本国内に住所を有しないとき
- ②児童が、児童福祉法に規定する里親に委託、児童福祉施設に入所しているなど、支給資格者が養育していると認められないとき
- ③父と母が同居しているとき（父または母が一定の障害の状態にある場合を除く）
- ④事実婚状態（婚姻はしていないが、交際相手と同居したり、頻繁に自宅に訪問してきたりなど夫婦同様の状態）のとき

(2) 手当を受ける手続き

児童扶養手当認定請求書に必要な添付書類を添えて、市役所子育て推進課、または地域庁舎市民福祉課に提出してください。

- * この手当は支給資格があっても請求しないかぎり支給されません。

(3) 手当の額 《R8年4月～》

区分	児童1人目	児童2人目以降 (一人につき)
全部支給	48,050円	11,350円
一部支給	48,040円～ 11,340円	10,340円～ 5,680円

(4) 支給日

手当は、請求した翌月分から支給され、2か月に1回（奇数月の11日）、支払月の前月分までが支給されます。

令和8年度支払予定日

					→8月現況届により新月額	
支払月日	5月11日	7月10日	9月11日	11月11日	1月8日	3月11日
支給対象月	3・4月分	5・6月分	7・8月分	9・10月分	11・12月分	1・2月分

※支払日が、土・日・休日のときは、繰り上げて支給されます。

(5) 所得の制限

本人、同居する扶養義務者（父母、祖父母、子、兄弟など）の前年の所得がそれぞれ下の表の額以上である場合、その年度（11月から翌年10月まで）の手当が減額になるかあるいは支給されません。扶養義務者と世帯分離していても同じ住所に住んでいる場合は同居とみなします。

所得制限限度額

扶養親族等の数	本人		扶養義務者（配偶者）
	全部支給（満額）	一部支給	
0	690,000円	2,080,000円	2,360,000円
1	1,070,000円	2,460,000円	2,740,000円
2	1,450,000円	2,840,000円	3,120,000円
3	1,830,000円	3,220,000円	3,500,000円
4	2,210,000円	3,600,000円	3,880,000円
5	2,590,000円	3,980,000円	4,260,000円

* 本人の所得＝所得＋養育費の8割相当額－諸控除額－8万円（給与・年金所得の場合さらに－10万円）

* 扶養義務者の所得＝所得－諸控除額－8万円（給与・年金所得の場合さらに－10万円）